

令和7年4月25日

令和7年4月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月25日（金）午前10時から午前11時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第12号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第15号 非農地証明願について
議案第16号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
追加議案第1号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第9号 農地法第18条の規定による通知について

局 長 ただいまより令和7年4月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局 長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は5番 吉浦委員、6番 山口委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第12号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第12号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和7年4月8日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が41件、更新が0件で、計41件、124筆、116,509.91㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に追加議案1号、農用地利用集積等促進計画作成の要請については、議案第12号と関連する案件でありますので、先に審議いたします。
事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 追加議案第1号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。

このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。

農地中間管理権の新規3件、4筆、4,651㎡です。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
追加議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、追加議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の

説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は5件です。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号47から51については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号47について、高原字東高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第13号、農地法第3条許可申請、受付番号47について、説明いたします。
4月16日に山口委員と上田敏雄委員、私の3名で、本申請の受任者に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、747㎡、譲渡人が〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、贈与による所有権移転であります。
申請地は、南側が町道、東側が譲渡人の倉庫敷地である宅地、西側が麻名用土地改良区の水路、北側が△△△△氏の農地です。
国土調査時に北側農地との境界の話がまとまらなかったため筆界未定となりましたが、平成29年12月11日付けで境界線の一部が確定しております。
また、全境界線をこの確定ラインの延長とすることで譲渡人と△△△△氏が合意し、現在、耕作されております。
境界線に西側の所有者とも、麻名用土地改良区の水路を挟んだ部分の境界に問題はないと承諾書を提出しております。
譲受人は〇〇市に居住しておりますが、申請地までの移動時間は約25分で、トラクターと軽トラックをリースし、東側の譲渡人の倉庫に置く計画です。
農作業経験年数は1年ですが、申請地で自家消費野菜を栽培する予定です。夫婦とも年間150日、農作業に従事します。
譲渡人が高齢で、今後耕作を続けることが困難になるとのことであり、耕作する区域については問題がありません。
審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号47について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号47は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号48について、高原字東高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第13号、農地法第3条許可申請、受付番号48について、説明いたします。

4月16日に山口委員と上田敏雄委員、私の3名で、本申請の譲受人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇と〇〇〇番〇で、2筆とも登記地目が田、現況地目が畑、計726㎡、譲渡人が〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、売買による所有権移転であります。

申請地は、以前より譲受人が耕作しておりましたが、今回、話がまとまり本申請にいたったとのことでした。

譲受人は現在、稲作を中心に〇〇〇〇㎡耕作しており、農業経営に必要な農機具をそろえております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号48について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号48は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号49について、浦庄字下浦の担当であります5番、吉浦委

員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第13号、農地法第3条許可申請、受付番号49について、説明いたします。

4月14日に岩本委員と阿部委員、私の3名で譲受人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番、登記、現況ともに田、1, 245㎡、譲渡人が〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、売買による所有権移転であります。

譲渡人の体調が思わしくなく、農業の後継もないことから隣接地を耕作する譲受人と話がまとまり、本申請にいたったとのことでした。

譲受人の耕作面積は田が〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡で、夫婦で営農しております。

申請地を取得後は耕作面積が〇〇〇〇㎡となり水稻とほうれん草を栽培する予定とのことでした。

農業には夫婦とも年間250日ほど従事しているとのことでした。

トラクターなど、耕作に必要な農機具をそろえております。

よって許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号49について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号49は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号50について、高川原字天神の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第13号、農地法第3条許可、受付番号50について説明いたします。

4月17日に近久委員と大西委員、私の3名で、本申請の譲受人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、253㎡、譲渡人が〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏、贈与による所有権移転であります。

申請地は、東側の譲受人の畑と一体で耕作され、牧草のイタリアングラスが栽培されております。

許可後の耕作面積は東側の譲受人の農地をあわせると〇〇〇〇㎡となり、これまでと同様に牧草を栽培するとのことです。

譲受人の自宅から申請地までは、約100m、移動時間は2分です。

大型農機具はトラクターをリースします。

譲受人の農作業経験年数は30年です。本人が年間150日、農作業に従事します。

よって、農地法第3条許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号50について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号50は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号51について、高川原字加茂野の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第13号、農地法第3条許可、受付番号51について説明いたします。
4月17日に上田武志委員と近久委員、私の3名で、委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高川原字加茂野〇〇〇番〇、641㎡と〇〇〇番〇、238㎡で登記地目は畑ですが、これまでは水稻を栽培していたとのことです。
譲渡人は県外に居住していることから近所の方に申請地を貸しておりましたが、自宅とともに農地も売買したいと考え、〇月に農地法第3条許可申請で売買を行った農地所有適格法人に贈与することになりました。
農地所有適格法人の所在地は〇〇市で、平成29年に設立しております。代表者は外国籍の方です。ほかに日本人と永住権を持つ子が役員となって、ともに農業に従事しております。代表取締役の年間農業従事日数は300日です。
自作地は〇〇〇〇㎡、借入地は〇〇〇〇㎡です。

申請地では、枝豆やブロッコリーを作付けする予定です。

農業経験は十分で営農に問題はないと思われま。

所有している農機具は、トラクター○台、耕うん機○台、田植機○台、トラック○台で、○月に購入した農家住宅の倉庫に置くか、トラックで運搬することになるとのことです。

周辺地域に影響がないよう農薬を使用し、水路の清掃、除草作業にも協力すると申請書に明記されております。

以上のことから許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号51について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号51は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号52から53については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号52について、高原字西高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第14号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号52について説明いたします。
4月16日に山口委員、上田敏雄委員と私及び事務局から片岡主幹で、譲受人の代表取締役及び委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いま

した。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記及び現況地目は畑、944㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は有限会社〇〇〇〇です。

譲受人は、既存駐車場に店舗を建設することで駐車場が不足するため、譲渡人が所有する申請地を譲り受け転用するとのことです。

申請地の北側と東側は町道、南側と西側は農地です。

造成については、現在の地上高から山土で60cm盛土し、重機で転圧した後、舗装します。

擁壁は、西、北、南の三方に設置します。

施設等の排水はなく、雨水は東側の町道側溝に自然放流とする計画です。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地転用において問題が生じた場合は、転用者の責任で対処することが明記されております。

なお、大雨により町道を挟んだ東側の農地に、側溝をこえて雨水が流れ込むことがないように、十分留意するよう申しております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号52の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

これまで駐車場としていた県道沿いの雑種地に店舗を建てることになり、代わりの駐車場が必要になったため申請地を売買し、転用します。

申請地は、東側と北側が町道、西側と南側が田です。

北側、西側、南側にかけて新設擁壁を設置し、現況地盤から60cm山土で造成して舗装します。

進入路は、東側の町道です。

雨水は主に東側町道の側溝に流れるよう勾配をとるため、周囲の農地への影響はないとのことです。

なお、雨水の流末は県道になります。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

譲受人の預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

被害防除を行い、周辺に苦情が出た場合は、責任を持って対応することが申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのでないかと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号52について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号52は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号53について、高川原字桜間の担当であります大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第14号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号53について説明いたします。

4月17日に譲受人である株式会社の〇〇〇〇氏と受任者に会い、1,000㎡をこえる転用申請であることから田幡会長、藤井会長職務代理、上田武志委員、近久委員、私と事務局から太田事務局長と片岡主幹が出席し、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字桜間〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1,012㎡です。

西側の町道を挟んで譲受人の店舗があります。東側は未舗装町道と水路を挟んだ遊技場、南側は店舗、北側は農地です。

転用理由は、譲受人の営業実績が伸びているため、来客用等の駐車場が足りなくなったためです。

転用計画では、申請地の周囲に新設擁壁を設置して露天駐車場とし、〇台分の駐車スペースを確保します。

なお、本許可申請に先立って周辺農地の方から東側に擁壁を設置すると農業用機械等の通行に支障があると申し出がありました。

そこで、現地調査に先立って東側の未舗装町道部分について、この方と譲受人が協議し、双方合意により境界となる町道区域から余裕を持って擁壁を設置することになりました。

現地確認においても、協議のとおり施工されることを会長、事務局とともに確認しております。

雨水は石井町の管理水路に放流し、周辺区域に流れこまないようにする計画です。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

以上のことから許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号53の申請地は、平成4年に農用地区域から除外された第2種農地です。概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

〇〇〇〇株式会社の業績が伸びたため、取り扱い車両が増え駐車場が不足していることから、既存の店舗兼駐車場から町道を挟んだ東側の申請地を売買し、転用するものです。

申請地は、西側と東側が町道、南側が店舗、北側が田です。

周囲に新設擁壁を設置して、進入路となる西側の町道の高さに合わせて造成し、舗装します。

雨水は集水桝に集め、西側の町道下に新設配水管を設置し、旧国有水路に流します。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

譲受人の預金残高証明書により十分な資金があることが確認できます。

周辺の農地に被害が無いよう、十分注意して施工、管理する旨が申請書に記されております。

なお、東側の町道に沿った部分については、農業用機械等の通行に支障が無いよう、現在の通行幅にあわせて分筆しており、分筆部分を町に寄付することで建設課と協議済みです。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ許可はやむをえないのではないかと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号53について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号53は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第15号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号54から55については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号54について、高川原字南島の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第15号、非農地証明願、受付番号54について説明いたします。

4月17日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、登記地目は畑、13㎡、申請者は〇〇〇〇氏です。

申請地は、昭和40年に住宅を建てた時には宅地となっていたとのことです。

現在は、住宅は建て替えられ、浄化槽が設置されております。

元は△△△△氏の畑でしたが、申請者が住宅敷地として占有していたため、20年以上前の平成〇年に時効で権利を得ています。

また、平成3年に撮影された空中写真でも住宅敷地であったことを確認できます。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

農地への復元は著しく困難であり、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号54の申請地は、昭和46年以前から住宅敷地であった第2種農地です。

このことについて、石井町長の農用地区域内の土地でないことの証明書の写しが添付されております。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

申請地は昭和〇年に住宅が建設された時から隣接する宅地とともに一体で住宅の敷地として利用されてきたとのこと。

現在、住宅は建て替えられ、浄化槽が設置されていることから、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、平成3年3月13日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号54について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号54は、非農地証明書を交付いたします。

議長 続きまして、受付番号55について、高川原字天神の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第15号、非農地証明願、受付番号55について説明いたします。

4月17日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記地目は畑、359㎡、申請者は〇〇〇〇氏です。

申請地は、平成〇年の時点から東側部分に倉庫を建て、西側部分に庭木を植えて庭園にしていたとのこと。

少なくとも20年以上前からこの状態であったことは、平成15年に撮影された空中写真で確認することができます。

なお、申請地は、土地改良区や水利組合の管轄する農地でない旨の申述書が提出されております。

農地への復元は著しく困難であり、非農地証明書の交付はやむをえないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号55の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

申請地は平成〇年から、東側は倉庫の敷地、西側は庭木が植えられた宅地となっていたとのことです。

倉庫が現存し、庭木は上部が伐採されたものの残っており、農地への復元は著しく困難です。

少なくとも20年以上前から現在の状況であったことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

土地改良区や水利組合の管理する土地でないことから申述書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号55について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号55は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に議案第16号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件

です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号56については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号56について、石井字石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第16号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、受付番号56について説明いたします。

4月16日に久米委員と私で、申請者立ち会いのもと現地視察及び聞き取り調査を行いました。

申請地の所在、地目等は議案書のとおりです。

申請者は母の農地を相続したため、市街化区域内にある申請地について納税猶予を申請します。

申請者は勤務の傍ら水稻栽培に関わってきたとのこと。稲作に必要な農機具をすべて保有していることを確認しております。

よって、今後も申請地で耕作を続けていくことが確実と思われまますので、適格者証明の交付に問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号56について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号56は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受

理しました。

報告第9号、農地法第18条の規定による通知については、3件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年4月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。